

◆◆◆変更届について◆◆◆

■下記1（事後届出）の事項を変更したときは、30日以内に届け出てください。

■下記2（事前届出）の事項を変更しようとするときは、あらかじめ届け出てください。

■提出する書類

① 変更届書（医薬品医療機器等法施行規則 様式第六）

② 添付する書類（以下の該当する事項のとおりです。）

※提出部数：1部（写しを取って、控えを保管してください。）

1 変更後に届け出なければならない事項	2 あらかじめ届け出なければならない事項 (対象：薬局・店舗販売業)
<p>【共通（薬局・店舗販売業）】</p> <p>(1) 薬局開設者・店舗販売業者の氏名又は住所 (法人の場合、法人の名称又は所在地)</p> <p>(2) 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名 (薬局開設者・店舗販売業者が法人の場合のみ)</p> <p>(3) 構造設備の主要部分</p> <p>(4) 通常の営業日及び営業時間</p> <p>(5) 管理者、薬剤師又は登録販売者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数</p> <p>(6) 併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類</p> <p>(7) 販売・授与する医薬品の区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）</p> <p>(8) 薬局・店舗・営業所等の住所表記 (行政による変更)</p> <p>【薬局】</p> <p>(9) 放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類</p> <p>(10) 無菌調剤室の共同利用の有無</p> <p>【高度管理医療機器等販売業・貸与業及び管理医療機器販売業・貸与業】</p> <p>(11) 許可・届出の別</p> <p>(12) 営業所の名称</p> <p>【毒物劇物販売業】</p> <p>(13) 毒物劇物取扱責任者</p> <p>(14) 毒物劇物販売業の販売形態(一般→オーダー)</p> <p>(15) 毒物劇物販売業の販売形態(オーダー→一般)</p>	<p>【共通（薬局・店舗販売業）】</p> <p>(1) 薬局・店舗の名称</p> <p>(2) 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先</p> <p>(3) 特定販売の実施の有無</p> <p>▷特定販売の変更を行う場合</p> <p>(4) 特定販売を行う際に使用する通信手段</p> <p>(5) 特定販売を行う医薬品の区分</p> <p>(6) 特定販売を行う時間</p> <p>(7) 営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間</p> <p>(8) 特定販売を行うことについての広告に、許可を受けた名称と異なる名称を表示するときは、その名称</p> <p>(9) 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス</p> <p>(10) 市長等が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要(その薬局の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。)</p> <p>▷新たに特定販売を行う場合 上記(4)～(10)の事項に加え、</p> <p>(11) 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページの構成の概要</p> <p>【薬局】</p> <p>(12) 薬剤師不在時間の有無</p> <p>(13) 健康サポート薬局である旨の表示の有無 (詳細は、豊中市ホームページ「健康サポート薬局について」をご参照ください。)</p>

【必要な添付書類一覧】

変更事項		必要な添付書類	薬局	店舗	毒劇
開設者氏名	個人	戸籍謄本（抄本）又は戸籍記載事項証明書※	●	●	
	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※	●	●	
開設者住所	個人	不要	●	●	
	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※	●	●	
薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名（申請者が法人の場合のみ）		登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※	●	●	
		当該役員の診断書（必要な認知等を適切に行うことができないおそれがある者のみ）※	●	●	
構造設備の主要部分		平面図（店舗及びフロア全体）	●	●	
通常の営業日及び営業時間		勤務表	●	●	
管理者、 管理者以外の 薬剤師又は登 録販売者	管理者、管理者以外の 薬剤師又は登録販売者が 変わった場合	資格を証する書類の写し ※	●	●	
		使用関係を証する書類	●	●	
		勤務表	●	●	
	氏名	変更事項を証する書類	●	●	
	住所（管理者のみ）	不要	●	●	
	週当たり勤務時間数	勤務表	●	●	
放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類		不要	●		
併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類		不要	●	●	
販売・授与する医薬品の区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合除く。）		不要	●	●	
薬局・店舗・営業所の住所表記（行政による変更）		市町村が発行する住居表示変更証明書の原本	●	●	
相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先		不要	●	●	
無菌調剤室の共同利用の有無（薬局のみ）		契約書等	●		
薬局、店舗、営業所の名称		不要	●	●	
毒物劇物取扱責任者		毒物劇物取扱責任者変更届			●
		使用関係証書			●
		毒物劇物取扱責任者の診断書 ※			●
		資格を証する書類の写し ※			●
		毒物劇物取扱責任者の誓約書			●
毒物劇物販売 業の販売形態	一般→オーダー	登録票			●
		毒物劇物取扱責任者設置届			●
	オーダー→一般	使用関係証書			●
		毒物劇物取扱責任者の診断書 ※			●
		毒物劇物取扱責任者の誓約書			●
		店舗の平面図			●
		貯蔵設備の概要図又は写真			●
		登録票			●
特定販売の実施の有無		特定販売に関する書類（様式）等	●	●	
特定販売にかかる事項		特定販売に関する書類（様式）	●	●	
薬剤師不在時間の有無		薬剤師不在時の対応のチェックリスト	●		
健康サポート薬局である旨の表示の有無（薬局のみ）		手順書 添付書類確認票 等	●		

※ 資格を証する書類、登記事項証明書及び医師の診断書等（以下、証書等）の写しについて
写しを提出する場合、以下の（ア）～（ウ）の事項を写しの余白部分等へ記載して申請者が証明
を行い、当該原本証明がなされたものを提出してください。

【記載事項】

- （ア）当該写しが原本と相違ない旨
- （イ）原本証明を行った年月日
- （ウ）証明者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

また、一度の申請等で原本証明の対象となる証書等が複数枚となる場合は、上記の原本証明方法
に替えて原本証明した証書等を一覧化した原本証明書を作成の上、提出いただくことも可能です。

なお、添付した証書等の写しの内容に疑義がある場合は、原本の確認を求めることがあります。

■添付する書類等に関する説明

1（1）

【変更事項】

◆薬局開設者・店舗販売業者の氏名又は住所

（法人の場合には、その名称、代表者氏名又は主たる事務所の所在地）

【添付する書類】

変更事項		添付する書類
開設者 氏名*1	個人	戸籍謄本（抄本）又は戸籍記載事項証明書 *2
	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） *3
開設者 住所	個人	不要
	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） *3

} 写し可 *4

【注意事項】

- *1 開設者の氏名
 - ◆婚姻や社名変更（同一法人での有限会社から株式会社への変更を含む）等により変更がある場合に届出してください。
 - ◆相続、営業譲渡等に伴い別人、別法人に変わる場合は、新規申請になります。
 - ◆許可証書換え交付申請を行う場合は、変更届は不要です。
- *2 戸籍謄本（抄本）又は戸籍記載事項証明書
 - ◆発行後6ヶ月以内のものを添付してください。
- *3 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ◆発行後6ヶ月以内のものを添付してください。
 - ◆閉鎖謄本等を含む変更内容の前後を確認できるものを添付してください。
- *4 証書等の写しを提出する場合、3ページの ※をご確認ください。

1（2）

【変更事項】

◆薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名（開設者が法人の場合のみ）

【添付する書類】

- ◆登記事項証明書（履歴事項全部証明書）*1
- ◆新しく追加した役員の診断書 *2

【注意事項】

- ▷薬事に関する業務に責任を有する役員に変更があった場合のみ、変更届の提出が必要です。
- ▷代表取締役（代表執行役）は全ての業務の決定権があるため、全員が薬事に関する業務に責任を有する役員となります。

- *1 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可）
 - ◆発行後6ヶ月以内のものを添付してください。
 - ◆閉鎖謄本等を含む変更内容の前後を確認できるものを添付してください。
 - ◆写しを提出する場合、3ページの ※をご確認ください。
- *2 診断書（写し可）

- ◆発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
- ◆精神機能の障がいにより業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある場合のみ提出が必要です。
- ◆写しを提出する場合、3ページの※をご確認ください。

1 (3)

【変更事項】

- ◆構造設備の主要部分

【添付する書類】

- ◆変更前後の平面図（薬局・店舗・営業所及びフロア全体）

【注意事項】

- ◆許可範囲にある構造設備の主要部分に変更があった場合、届出を行ってください。
- ◆ビル等の同一フロアに複数の店舗がある場合は、当該フロア全体の配置がわかる平面図を添付してください。

1 (4)

【変更事項】

- ◆通常の営業日及び営業時間

【添付する書類】

- ◆勤務表

【注意事項】

- ◆店舗の営業時間、一般用医薬品等の販売時間に変更があった場合、提出してください。

1 (5)

【変更事項】

- ◆管理者、その他の薬剤師又は登録販売者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数 *1

【添付する書類】

	変更事項	添付する書類
管理者、 管理者以外の薬剤師 又は登録販売者	・管理者が変わった場合 (変更前後で管理者が異なる場合)	資格を証する書類の写し *2
	・管理者以外の薬剤師又は登録販売者 が変わった場合	使用関係を証する書類 *3
		勤務表 *4
	氏名	変更事項を証する書類 *5
	住所 (管理者のみ)	不要
	週当たり勤務時間数	勤務表 *4

【注意事項】

*1 勤務時間数について

①通常の勤務体制に変更があった場合

②シフト勤務等により週当たり勤務時間数の変動がある場合で、週当たりの平均勤務時間数に変更があった場合

上記①②の場合は、変更届を提出してください。一時的な休暇やそれに伴う補充の場合は、変更届を提出する必要はありません。

*2 資格を証する書類の写し (3ページの※をご確認ください)

- ◆薬剤師の場合：薬剤師免許証の写し

- ◆登録販売者の場合：販売従事登録証の写し

管理者については、以下の書類を併せて提出してください。

	管理者	要件	提出書類
	薬剤師	—	—
登	第二類、第三類	ア)過去5年のうち通算2年以上	①業務(実務)従事証明書(注3)

録 販 売 者	医薬品のみ扱う場合 (右のいずれかの要件に該当) (注1)	の業務(実務)従事経験がある	②勤務状況報告書
		イ)過去5年のうち通算1年以上の業務(実務)従事経験かつ、継続的研修及び追加的研修の受講経験がある(注2)	①業務(実務)従事証明書(注3) ②勤務状況報告書 ③継続的研修及び追加的研修修了証の写し
		ウ)通算1年以上の業務(実務)従事経験及び店舗管理者等としての業務経験がある。	①業務(実務)従事確認書(注3) ②勤務状況報告書
		エ)通算5年以上の業務(実務)従事経験及び研修(追加的な研修を含む)の受講実績がある(注2)	①業務(実務)従事確認書(注3) ②勤務状況報告書
	要指導医薬品又は第一類医薬品を扱う場合	過去5年のうち、通算3年以上の業務従事経験	①業務(実務)従事証明書(注3) 医薬品医療機器等法施行規則第140条第2項(平成26年2月10日厚労省令第8号附則第6条第2項を含む。)に該当することが確認できるもの。 ②勤務状況報告書
	高度管理医療機器等や特定管理医療機器を販売する場合	医療機器基礎講習受講修了者等(注4)	①医療機器の販売管理者の氏名及び住所を記載した書類 ②「医療機器基礎講習」修了証等の写し(注5)

(注1) 詳細は、「登録販売者制度の取扱い等について」(令和5年3月31日薬生発第0331第16号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)を確認ください。

(注2) 「追加的な研修」とは法令遵守及び店舗又は区域の管理に関する研修です。

(注3) 登録販売者として業務に従事したことを証明する場合は「業務従事証明書」又は「業務従事確認書」を提出してください。一般従事者として実務に従事したことを証明する場合は「実務従事証明書」又は「実務従事確認書」を提出してください。

詳細は、豊中市ホームページ「登録販売者が店舗管理者等になるための要件及び業務(実務)従事証明について」をご参照ください。

(注4) 高度管理医療機器等や特定管理医療機器を販売する店舗販売業者において、登録販売者が店舗管理者となる場合、医療機器の販売管理者の資格を証する書類(「医療機器基礎講習」修了証等)が必要です。

※登録販売者試験の合格者である登録販売者は、高度管理医療機器等や管理医療機器販売業・貸与業の管理者となる資格がありません。店舗販売業の店舗管理者が登録販売者の場合は、当該店舗で高度管理医療機器等や特定管理医療機器(電子血圧計、低周波治療器、補聴器等)を販売等することはできません。それらを取扱う場合は、資格(医療機器基礎講習受講修了者、化学等の大学・高校を卒業、薬剤師、薬種商等)のある別の者を医療機器の管理者として設置するか、店舗管理者が医療機器基礎講習を受講してください。

(注5) 免許証、医療機器基礎講習修了証、卒業証書等資格を証する書類は、写しを提出してください。(3ページの※をご確認ください。)

*3 使用関係を証する書類

◆開設者(法人の場合は取締役(執行役))が管理薬剤師を兼務する場合は、誓約書を提出してください。

◆管理者及びその他の薬剤師又は登録販売者を雇用する場合は、雇用契約書の写し又は使用関係証書を提出してください。

*4 勤務表

◆勤務表は、薬剤師又は登録販売者が1名の場合であっても提出が必要です。

*5 変更事項を証する書類(原本は窓口で確認後、返却しますので、写しを一部ご用意ください。)

◆薬剤師等の氏名が変更した場合に提出してください。

- ◆薬剤師免許証書換え交付申請中であることを証する書類、戸籍謄本(抄本)又は戸籍記載事項証明書を提示してください。(写し可)
- ◆戸籍謄本(抄本)又は戸籍記載事項証明書の場合は、発行後6ヶ月以内のものがが必要です。
- ◆写しを提出する場合、3ページの※をご確認ください。

1 (6)

【変更事項】

- ◆併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類

【添付する書類】

不要

1 (7)

【変更事項】

- ◆販売・授与する医薬品の区分(特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。)

【添付する書類】

不要

【注意事項】

- ◆医薬品の区分：薬局医薬品／薬局製造販売医薬品／要指導医薬品／第一類医薬品／指定第二類医薬品／第二類医薬品／第三類医薬品
- ◆販売・授与する医薬品の区分が増える場合、構造設備(保管陳列設備)の変更も必要です。(1(3))
- ◆要指導医薬品・第一類医薬品の取扱いが増える場合は要指導医薬品・第一類医薬品販売時間の変更も必要です。(1(4))

1 (8)

【変更事項】

- ◆薬局・店舗等の住所表記(行政による変更)

【添付する書類】

- ◆市町村が発行する住居表示変更証明書の原本

【注意事項】

- ◆許可証書換え交付申請を行う場合は、変更届は不要です。(書換え交付申請の手数料は無料です。)

1 (9)

【変更事項】

- ◆放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類

【添付する書類】

- ◆放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類

1 (10)

【変更事項】

- ◆無菌調剤室の共同利用の有無

【添付する書類】

- ◆契約書等※の原本と契約書の写し

※「契約書等」に記載されている次の①～③を窓口で確認後、原本は返却します。

- ①指針に関すること。
- ②薬剤師に対する研修の実施その他必要な措置に関すること。
- ③無菌調剤室を利用した無菌製剤処理に係る事故発生時の報告体制に関すること。

【注意事項】

- ◆変更内容欄に無菌調剤室提供薬局の許可番号、名称、所在地を記入してください。
- ◆詳細は別紙「無菌調剤室を共同利用する場合の手続きについて」をご参照ください。

1 (13)

【変更事項】

◆毒物劇物取扱責任者

【添付する書類】

- ◆毒物劇物取扱責任者変更届 *1
- ◆使用関係を証する書類 *2
- ◆毒物劇物取扱責任者の診断書 *3
- ◆資格を証する書類の写し *4
- ◆毒物劇物取扱責任者の誓約書 *5

【注意事項】

- *1 毒物劇物取扱者変更届
 - ◆毒物劇物取扱責任者が管理者と兼務する場合には省略することができます。
- *2 使用関係を証する書類
 - ◆申請者(法人の場合は取締役(執行役))が管理者を兼務する場合は、誓約書を提出してください。
 - ◆管理者を雇用する場合は、雇用契約書の写し又は使用関係証書を提出してください。
- *3 毒物劇物取扱責任者の診断書(写し可)
 - ◆発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
 - ◆写しを提出する場合、3ページの※をご確認ください。
- *4 資格を証する書類の写し(3ページの※をご確認ください。)
 - ◆薬剤師の場合：薬剤師免許証の写し
 - ◆毒物劇物取扱者試験合格者の場合：合格証の写し
 - ◆上記以外：卒業(単位取得)証明書等の写し
- *5 毒物劇物取扱責任者の誓約書
 - ◆欠格条項に関する誓約書です。
 - ◆毒物劇物取扱責任者変更届を省略する場合は誓約書を添付してください。

1 (14)

【変更事項】

- ◆毒物劇物販売業の販売形態(一般→オーダー)

【添付する書類】

- ◆登録票

1 (15)

【変更事項】

- ◆毒物劇物販売業の販売形態(オーダー→一般)

【添付する書類】

- ◆登録票
- ◆毒物劇物取扱責任者設置届 *1
- ◆使用関係を証する書類 *2
- ◆毒物劇物取扱責任者の診断書 *3
- ◆資格を証する書類の写し *4
- ◆毒物劇物取扱責任者の誓約書 *5
- ◆店舗の平面図
- ◆貯蔵設備の概要図又は写真

【注意事項】

- *1 毒物劇物取扱責任者設置届
 - ◆オーダー販売の場合、毒物劇物取扱責任者の設置は不要ですが、一般販売の場合、責任者を設置する必要があります。
- *2 使用関係を証する書類
 - ◆申請者(法人の場合は取締役(執行役))が管理者を兼務する場合は、誓約書を提出してください。
 - ◆管理者を雇用する場合は、雇用契約書の写し又は使用関係証書を提出してください。
- *3 毒物劇物取扱責任者の診断書(写し可)
 - ◆発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
 - ◆写しを提出する場合、3ページの※をご確認ください。

*4 資格を証する書類の写し（3 ページの ※をご確認ください。）

- ◆薬剤師の場合：薬剤師免許証の写し
- ◆毒物劇物取扱者試験合格者の場合：合格証の写し
- ◆上記以外：卒業（単位取得）証明書等の写し

*5 毒物劇物取扱責任者の誓約書

- ◆欠格条項に関する誓約書です。
- ◆豊中市の毒物劇物取扱責任者設置届の様式を使用する場合は省略可。

2（1）

【変更事項】

- ◆薬局・店舗の名称

【添付する書類】

不要

【注意事項】

- ◆薬局・店舗販売業の店舗の名称を変更するときは、あらかじめ（変更前に）変更届を提出し、変更後に書換え交付申請を行ってください。

2（2）

【変更事項】

- ◆相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

【添付する書類】

不要

2（3）

【変更事項】

- ◆特定販売の実施の有無

【添付する書類】

特定販売に関する書類（様式）等

【注意事項】

- ◆所定の様式を用いて作成してください。
- 詳細は、豊中市ホームページ「特定販売について」をご参照ください。

2（4）～（11）

【変更事項】

- ◆特定販売にかかる事項

【添付する書類】

- ◆特定販売に関する書類（様式）

【注意事項】

- ◆所定の様式を用いて作成してください。
- 詳細は、豊中市ホームページ「特定販売について」をご参照ください。

2（12）

【変更事項】

- ◆薬剤師不在時間の有無

【添付する書類】

- ◆薬剤師不在時の対応についてのチェックリスト

【注意事項】

- ◆新たな閉鎖設備を設ける場合は構造設備の変更届も必要です（1(3)）。
- ◆作成した手順書を申請窓口で提示してください。

■添付書類の省略

医薬品医療機器等法等の規定による申請又は届出の際に添付すべき書類について、当該申請等以前に同一申請(届出)者が同一書類を医薬品医療機器等法又は毒物及び劇物取締法に係る書類として既に本市に提出されている場合は、その旨を申請書等の備考欄に記載することにより、書類の添付を省略することができます。ただし、先に提出した内容と変更のない場合に限ります。

(1) 添付書類を省略できない場合

- ・許可(登録)期限切れにより、新たに許可(登録)申請する場合。
- ・当該書類を添付した申請等に係る許可(登録)店舗等を廃止してから 30 日を超えて申請する場合。
- ・薬事に関する業務を本市で継続して実施していない場合。

(2) 省略できる添付書類と条件

- ・登記事項証明書
※提出後に変更があった場合は、省略できません。
- ・薬剤師免許証及び販売従事登録証の写し
※本市に提出していない場合は、省略できません。
- ・使用関係を証する書類
※店舗管理者については省略できません。

(3) 添付書類を省略する場合の備考欄への記載事項

当該書類を提出した薬局等の名称、許可(登録)番号、申請(届出)の年月日等を記載し、省略する添付書類を○で囲んでください。

医薬品医療機器等法施行規則様式第六及び毒劇法別記第9号様式

変 更 届 (書) (記 載 例)

業務等の種別	薬局、 <u>店舗販売業</u> 許可番号 第 C00000 号・令和〇年 〇月 〇日			①
許可(登録)番号 及び年月日	薬局製剤製造業・製造販売業 許可番号 第 号・ 年 月 日 高度管理医療機器等販売業・貸与業 許可番号 第 号・ 年 月 日 <u>毒物劇物一般販売業</u> 登録番号 第 D00000 号・令和〇年 〇月 〇日			
薬局、主たる機能を有する 事務所、製造所、営業所、 店舗又は事業所	フリカゝナ 名 称	〇〇〇 (電話：06-〇〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇〇薬店		②
	所 在 地	大阪府豊中市〇〇町〇丁目〇-〇		
変 更 内 容	事項	変更前	変更後	③
	責任役員	豊中太郎	豊中太郎、 豊中次郎	
	管理者 (毒物劇物取扱責任者)	桜塚一郎 豊中市本町・・・	桜塚二郎 豊中市中桜塚・・・	
	変更年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日		④
備 考	【添付書類の省略】 <u>・登記事項証明書</u> ・管理者の資格を証明する書類 ・その他() (薬局等名称：まぢかね薬局 許可番号：A00000 、提出年月日：令和〇年〇月〇日) 【法人の役員変更】 医薬品医療機器等法第5条第3号イ～ト：全員該当しない 【管理者の変更】 管理者の前職歴：△△薬店 令和〇年〇月末退職 【毒物劇物取扱責任者の変更】 毒物及び劇物取締法第8条第2項第4号：該当しない			⑤

上記により、変更の届出をします。

令和〇年〇月〇〇日 ←⑥

住所 法人にあっては、主
たる事務所の所在地 〇〇府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号氏名 法人にあっては、名
称及び代表者の氏名 株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

豊中市長

⑧→〔連絡先〕 担当者名：豊中 次郎
電話番号：06-6152-XXXX

■変更届書 記載の留意点

- ① 業務等の種別、許可番号・登録番号及び年月日
 - ・変更の届出を行う業態を○で囲んでください。
 - ・許可番号・登録番号は許可証・登録票（以下、「許可証等」という。）に記載されている許可番号・登録番号を記載してください。
 - ・許可・登録年月日は、許可証等の有効期間の開始年月日を記載してください。
- ② 名称、所在地
 - ・許可証等に記載されている薬局等の名称、所在地を記載してください。
 - ・名称を変更した場合は、新しい名称を記載してください。
 - ・住居表示に関する法律に基づき市町村名、地名番地等に表示変更が生じた場合は、新しい所在地を記載してください。
- ③ 変更内容
 - ・下記を参考に記載してください。

＜管理者を変更した場合＞

	事項	変更前	変更後
変更内容	管理者	氏名○○○○	氏名×××× 住所○○市・・・・ 薬剤師登録番号 薬剤師登録年月日

＜その他の薬剤師又は登録販売者を変更した場合＞

	事項	変更前	変更後
変更内容	その他の登録販売者	氏名○○○○ 氏名×××× 氏名△△△△（退職）	氏名○○○○ 氏名×××× 氏名◆◆◆◆（採用） 販売従事登録番号 販売従事登録年月日

※ 薬剤師又は登録販売者が複数従事している場合は、変更者のみ記載するのではなく、変更していない者の氏名も変更前・変更後に記載してください。

＜薬事に関する業務に責任を有する役員（責任役員）を追加・変更した場合＞

	事項	変更前	変更後
変更内容	薬事に関する業務に責任を有する役員	代表取締役○○○○（退任） 取締役 △△△△	代表取締役◆◆◆◆（就任） 取締役 ◎◎◎◎（就任） 取締役 △△△△

※ 薬事に関する業務に責任を有する役員が複数いる場合は、変更した役員のみを記載するのではなく、変更していない役員も変更前・変更後に記載してください。

＜管理者の週当たりの勤務時間数を変更した場合＞

	事項	変更前	変更後
変更内容	管理者の週当たり勤務時間数	氏名○○○○ 35 時間	氏名○○○○ 40 時間

※ 変更後の勤務表を添付してください。

＜通常の営業日及び営業時間を変更した場合＞

	事項	変更前	変更後
変更内容	通常の営業日及び営業時間	○年○月○日許可に添付した勤務表のとおり	別紙勤務表のとおり

＜構造設備を変更した場合＞

	事項	変更前	変更後
変更内容	構造設備	○年○月○日許可に添付した平面図のとおり 又は 別紙 1 のとおり	別紙平面図のとおり 又は 別紙 2 のとおり

＜特定管理医療機器の取扱いがある店舗販売業で、店舗管理者を「薬剤師」から「登録販売者（試験合格者）」に変更した場合＞

	事項	変更前	変更後
変更内容	店舗管理者	氏名〇〇〇〇	氏名×××× 住所〇〇市・・・・・・・・ 販売従事登録番号 販売従事登録年月日
	医療機器営業所管理者	氏名〇〇〇〇	氏名△△△△ 住所〇〇市・・・・・・・・ 医療機器基礎講習修了

④ 変更年月日

- ・変更が生じた年月日を記載してください。
- ・役員の変更等の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の登記日ではなく、変更日を記載してください。

⑤ 備考欄

- ・【添付書類の省略】省略する添付書類を○で囲んでください。
また、該当書類を添付した薬局等の名称、許可番号提出年月日を記載してください。
- ・【法人の役員変更】（薬局・店舗販売業等の法人の責任役員変更の場合）
医薬品医療機器等法第 5 条第 3 号イ～トのいずれかに該当する事実がないときは、「医薬品医療機器等法第 5 条第 3 号イ～ト」に「該当しない」（法人の場合で、役員が複数いる場合は「医薬品医療機器等法第 5 条第 3 号イ～ト」に「全員該当しない」と記載してください。
- ・【管理者の変更】管理者を変更した場合には、新しい管理者の直近の前職を記載してください。
- ・【毒物劇物取扱責任者の変更】毒物劇物取扱責任者を変更する場合、毒物劇物取締法第 8 条第 2 項第 4 項に該当するものは、取扱責任者になることができません。取扱責任者になるものは「毒物劇物取締法第 8 条第 2 項第 4 項」に「該当しない」と記載してください。

⑥ 届出年月日

- ・変更届書を提出する日付を記載してください。

⑦ 申請者の住所、氏名

- ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本社の所在地を記載してください。
- ・氏名について、個人の場合は個人名を記載し、法人の場合は登記された商号代表者の役職（代表取締役等）・氏名を記載してください。

⑧ 連絡先

- ・担当者名電話番号を記載してください。